

重要物のお預りに関するお知らせ

必ず行います

- 当連合会職員が、訪問先または店舗窓口において、お客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預りする際は、当連合会所定の「受取書」または「領収書」をお渡しします。
- 定期積金の掛金をお預りする際には、当連合会所定の「受取書」、「定期積金掛込専用受取書」をお渡しし、定期積金証書の裏面の掛込領収欄に、お取引日の領収日・領収印を押印します。
- 例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。

決して行いません

- 当連合会職員が「受取書」等の代わりとして、名刺やメモ等により現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預りすることはありません。
- お客様のご印鑑をお預りすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期に渡りお預りすることはできません。

お客様へのお願い

- 「受取書」、「定期積金掛込専用受取書」、「領収書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- 「受取書」は、お客様へ現金のお届けや重要書類等をお返す際、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。
- 通帳・証書等をお受け取りの際は、内容に誤りがないかご確認ください。通帳は、少なくとも月に1回はご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は、当連合会および最寄りのJAのATM、窓口をご利用ください。
- 当連合会職員が、万一、「受取書」等をお渡ししない等、お客様との対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、担当者にお問い合わせせず、直接当連合会の相談・苦情等受付窓口までご連絡ください。